

基本構想

1. 策定の趣旨

西東京市第2次基本構想は、平成16（2004）年3月に策定した第1次基本構想の理念や施策を踏まえつつ、今後10年の西東京市のめざすべき将来像を描き、まちづくりをさらに一歩前へ進めるために策定するものです。

わが国の社会経済情勢はこの10年で大きく変動しました。平成20（2008）年のリーマン・ショックによる世界的な景気の低迷やその後の円高による国際競争力の低下、長引くデフレや経済の停滞などによる税収の減少、生活保護世帯の増加や超高齢社会の到来による社会保障経費の増大などの影響を受け、国と地方の財政は一段と厳しい状況となっています。

こうした変化の激しい時代にあって、わたしたちのまち西東京市をさらに住みよいまちとして次世代に引き継いでいくことは、今を生きるわたしたちの責任です。

そのため、第2次基本構想の策定にあたっては、市民とともにこれまで10年間共有した深い思いである、わたしたちの望み〔基本理念〕と理想のまち〔将来像〕は、まちづくりの礎であるとともに次のステージへの指針であると考え、これを継承します。

さらに、東日本大震災の教訓から得た地域の助けあい・支えあいや絆の大切さを踏まえた上で、多様化する市民ニーズや新たな課題の解決へ向けた取組を着実に推進させることで、みんなの輝きを次世代につなぐまちづくりを進めます。

平成23（2011）年8月に地方自治法の一部を改正する法律の施行により市町村の基本構想策定の義務づけが廃止されましたが、市の長期的なビジョンを示す必要性は変わりません。

今後もまちづくりを総合的かつ計画的に進めるために、基本構想を行政運営における市の長期的なビジョンとして位置づけ、基本計画と一体的に示した上で推進を図ります。

2. 計画のフレーム

(1) 計画期間と目標年次

基本構想は、平成26（2014）年度を初年度とし、平成35（2023）年度を目標年次とします。

(2) 想定人口

平成35（2023）年度における想定人口は、おおむね19万8千人とします。

本市の人口は、昭和55（1980）年以降一貫して増加してきました。国勢調査データによると、昭和55（1980）年に158,235人であった人口は、30年後の平成22（2010）年に196,511人となり、38,276人（24.2%）の増となっています。今後は、平成27（2015）年に200,374人に増加した後、減少に転じ、目標年次における平成35（2023）年における人口予測は197,990人と推計されています。

[「西東京市人口推計調査報告書」（平成23年12月）より]

(3) 土地利用について

本市は、武蔵野台地のほぼ中央にあり、東京都心の西北に位置し、面積 15.85 平方キロメートルで、地形はほぼ平坦な地域です。

市内には、西武池袋線の2駅（保谷、ひばりヶ丘）と西武新宿線の3駅（東伏見、西武柳沢、田無）があり、区部に隣接するため都心にも近く、都市部周辺における良好な住宅地が形成されています。

土地利用にあたり、戸建て住宅や集合住宅を中心とする住宅市街地については、公園・緑地などの整備を図りながら良好な住環境を確保します。

また、駅周辺などの住宅、商業施設、事業所などが混在する複合的な市街地については、活力あるまちとして発展させるため、商工業やサービス業などの経済に寄与する企業や商店の建物などの集積を図るなど、地域ごとの特性を活かした土地利用を進めます。

なお、詳細な土地利用の方針などについては、都市計画マスタープランで定める地域別構想に基づき、地域に即したきめ細かなまちづくりを進めていきます。

3. わたしたちの望み【基本理念】

やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ

第1次基本構想では、「住む地域とのつながり」をもち、「一人ひとりがいきいきと輝く」ことはどのような姿なのかを考えました。

「まちを楽しむ」気持ちから住むまちに誇りや愛する気持ちが生まれ、そのことからお互いを思いやり尊重できる「やさしさ」や人と人とのコミュニケーションにあふれた「ふれあい」が息づくとして「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を基本理念としました。

第2次基本構想では、「やさしさ」や人と人との「ふれあい」は、人を思いやる心によって生まれ、このことは東日本大震災の教訓として再認識した、地域の助けあい・支えあい、人と人の絆となって、地域における強い力となります。

また、わたしたちがこのまちを愛し、「まちを楽しむ」ことから一歩前へ踏み出し、「みんなでまちをつくる」ことに参画し、みんなが輝くことのできる魅力あるまちを築くことで、このまちに暮らしている誇りを次世代へとつなげることができます。

このような思いから、第2次基本構想においても、『やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ』をわたしたちの望みとして、基本理念に掲げます。

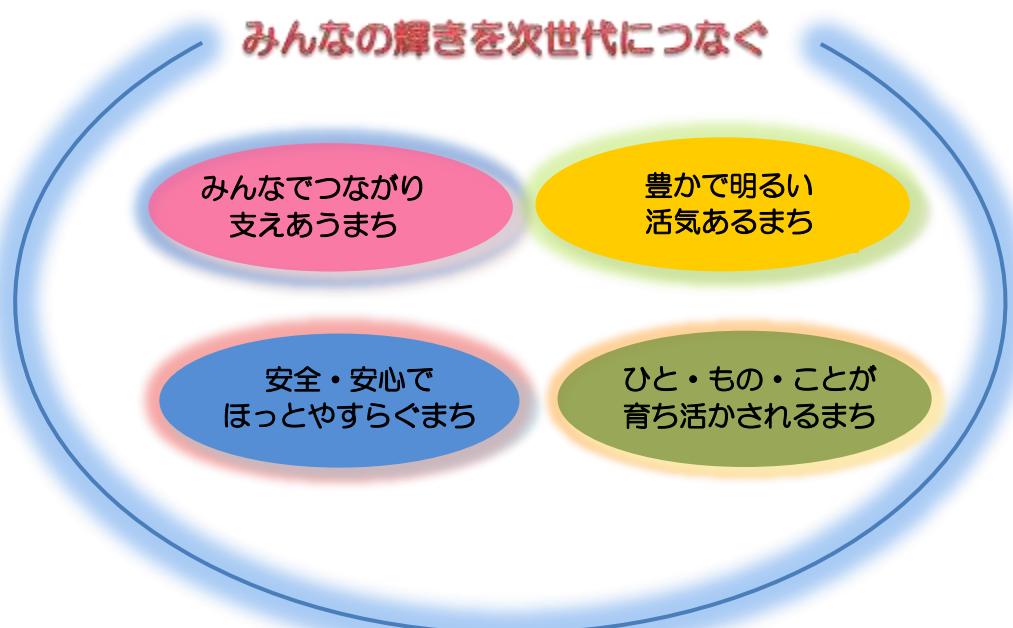
4. 理想のまち〔将来像〕

『やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ』という基本理念をかなえるために、4つの理想のまち〔将来像〕を掲げます。

- みんなでつながり支えあうまち
- 豊かで明るい活気あるまち
- 安全・安心でほっとやすらぐまち
- ひと・もの・ことが育ち活かされるまち

このまちに暮らすことが誇りとなり、その誇りが次世代へ続くように「みんなの輝きを次世代につなぐ」という気持ちを大切にして理想のまちをめざします。

— 4つの理想のまち〔将来像〕 —



理想のまち〔将来像〕

《みんなでつながり支えあうまち》

みんなでつながり支えあうまちは、人々がお互いを理解し、助け合い、支えあうことで、いつまでもこのまちで暮らし続けたいと感じるようになります。

まちには行政だけでは解決につながらないさまざまな課題があります。みどりの保全や循環型社会実現のための取組、子どもや高齢者などの見守りや地産地消の取組など、これらの課題に対しては、みんなのつながりや支えあいが解決への強い力となります。

この支えあいの活動においては、市民、企業、地域コミュニティ、N P O、行政などのすべての存在が大切な担い手であり、サポーターとなります。そして、それぞれがあらゆる可能性を広げ、つながることで協働が推進され、個人では成しえなかつた大きな力を生み出すこともできます。

この力は、次世代への新たな力となってまちの輝きへとつながります。

《豊かで明るい活気あるまち》

豊かで明るい活気あるまちは、新しい何かが生まれるという、わくわくするような期待感に満ちあふれていて、人や企業、情報、ものが集まり、人のにぎやかな往来が生まれるようになります。

そこには、通勤・通学する人、農業や商工業に励む人、買い物やスポーツを楽しむ人、自然や文化に親しむ人など、さまざまな目的でまちを楽しむ人が集い、その人たちがお互いに情報を交換したり、交流したりすることで、まちの魅力を再発見することができます。

そのようなまちに近づくためには、人や企業、各種団体などが自由に活動できるよう、利便性の高い公共交通や道路が整備され、さまざまな人が楽しみながら気軽に集える空間があることや、商店街や商業施設などとともに暮らしに必要なサービスを提供するしくみがあり、活気ある産業が根づいていることが必要です。

人を引きつけるまちの魅力を市内外にアピールすることは、新たなまちの活気の醸成となり、まちの魅力につながります。

《安全・安心でほっとやすらぐまち》

安全・安心でほっとやすらぐまちは、生活にやすらぎを感じることができます。

公園や農地などの身近なみどりに心が癒され、散歩道を歩いて季節の移り変わりを感じ、地域の自然を観察して新たな発見をすることもできます。散歩に疲れたら、子どもの声が聞こえる公園でひと休みし、近所の人たちとおしゃべりをするなど、人ととの交流も生まれます。商店街では、親しい人と一緒に買い物をしたり、行きつけの店の人との会話を楽しんだりすることもできます。また、市民が集まる場所では、お互いが共通の話題で気軽に話すことができ、新たな出会いへとつながります。

そのようなまちに近づくには、心やすらぐ自然環境や気軽に集える空間、安全なまちなみや道路、安心できる住環境が整備されるとともに、犯罪が発生しにくい環境づくりや防災・減災のための取組が大切です。

人々のコミュニケーションやふれあいの広がりは、まちを愛する気持ちにつながります。

《ひと・もの・ことが育ち活かされるまち》

ひと・もの・ことが育ち活かされるまちは、生きがいをもって働き、学び、日々の暮らしを楽しむことができます。

わたしたちの生活には、友人や仲間、家族などの「ひと」、通勤・通学のための交通基盤や道路網、憩いの場や学習の場、身近で活動するための施設、商店街や商店、文化芸術や歴史資源などの「もの」、趣味や学習をする機会、スポーツ・レクリエーションをする機会、人の交流の機会、ボランティア活動をする機会などの「こと」が必要不可欠です。

そのようなまちに近づくには、みんながまちを楽しむ「こと」に参加して、まちづくりや自分たちの住んでいる地域のことに興味をもち、今ある「もの」を活かしつつ新しい「もの」を創出し、そこに暮らし活動する「ひと」を育みつなげるしくみが大切です。

「ひと」「もの」「こと」が身近にある生活をおくることは、新たな価値の創造や魅力の発見となり、このまちで暮らすことの誇りにつながります。

5. まちづくりの課題

4つの理想のまち（将来像）の実現には、目指す理想と現実との差を「まちづくりの課題」として認識し、明確にする必要があります。基本構想の計画期間（10年間）を見据え、市を取り巻く環境や今後の変化を踏まえたまちづくりの課題を以下のとおり整理します。

■ 地域コミュニティの再構築

自治会・町内会などの地縁組織・地域活動は衰退する傾向にあり、これまで地域が担っていた助けあい・支えあいなどの共助（相互扶助）の機能やしくみの弱体化が進んでいます。

一方、地域福祉の推進や子どもの見守り、防犯・防災、高齢者や障害者の支援など、地域が抱える課題は多様化しており、行政だけではこれらの課題の解決につなげることはむずかしく、地域の底力が発揮できる地域コミュニティの再構築が求められています。

さらに、東日本大震災では、生命や生活を守るための助けあい・支えあいなど、地域の連携や協力の重要性が再認識されました。

そのため、地域活動に関する情報提供や啓発活動、機会の提供などを積極的に進めることで、各地域で活動する地域組織を活性化させることや、地域の生活や活動にかかわる学校、企業、行政機関、NPO、市民活動団体などの横の連携による自助・共助（相互扶助）の機能を強化させつつ、地域課題解決のためのしくみづくりを進める必要があります。

■ 地域の自立と行財政改革の推進

本市は、これまで合併に伴う財政支援や職員定数の削減などにより、財政効果を最大限に活かしたまちづくりを進めてきました。しかし、特例的な財政支援が段階的に縮減する中、社会経済情勢の変化や雇用情勢などの影響により、人口は増加しているものの市税収入は伸び悩んでいます。

さらに、社会保障関係経費の増加、新たな課題への取組や多様化する市民ニーズへの対応など、財政の硬直化は今後一層進むことが想定されます。

また、地方分権改革の進展による「地域のことは、地域が決める」という取組が進み、地域の自主性、自立性は増大する中、これまで以上に戦略的な市政運営が求められており、政策立案の視点を高めつつ、厳しい財政状況のもとで安定した行政運営を進めるため、限られた行政資源（予算・人員）を重要な施策に重点的に配分する「選択」と「集中」を行うには、行財政改革をさらに推進する必要があります。

特に、合併時からの課題である公共施設の適正配置・有効活用については、市域全体を見渡した上で、必要性や機能面などを検討し、計画的に対応する必要があります。

■ 少子高齢化への対応と協働によるまちづくり

本市における14歳以下の年少人口は、平成23（2011）年10月1日時点の25,310人から平成35（2023）年には21,770人（14%減）にまで大きく減少する見込みです。その一方で、65歳以上の高齢者は、平成23（2011）年10月1日時点の40,668人から平成27（2015）年の48,158人に急激に増加した後、ゆるやかな増加傾向となり、平成35（2023）年には50,377人まで増加すると予測されています。高齢者の人口に対する割合（高齢化率）は、平成23（2011）年の20.5%から平成35（2023）年には25.4%に達するとされています。

このように、少子高齢化は一段と加速することが予測されており、子どもを育てやすく、高齢者なども安心して暮らせる環境の整備や、積極的に社会に参加していくいきいきと暮らせるまちづくりを推進することが大切です。

本市では、市民参加の機会を積極的に提供することで、市民との協働によるまちづくりを推進してきました。地域社会に対する市民の参加意識の高揚は、NPOや市民活動団体などの誕生につながり、福祉や環境の分野などで多くの活動が実施されています。

今後もNPOや市民活動団体などによる活動が展開され、市民とともにまちづくりを進めることができます。

■ みどりの保全と低炭素社会づくりの推進

本市は都心に近いながらも農地や屋敷林などが残されており、比較的みどりに恵まれていますが、都市開発などが進み、みどりは年々減少する傾向にあります。

みどりは憩いややすらぎを与えるばかりでなく、地域の生態系の維持や地球レベルの環境問題の解決にも寄与する貴重な資源であるため、今後も保全に努める必要があります。

また、近年の環境問題は、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動などの身近な問題だけでなく、地球温暖化など、地球規模で深刻化しています。

地球温暖化対策については、国や東京都から低炭素社会づくりをめざした二酸化炭素(CO₂)排出量の削減に向けた取組が示され、市民や団体、事業者などの環境意識の高揚もみられますが、今後も省資源・省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの普及など、低炭素型ライフスタイルへの転換が求められています。

■ 都市基盤整備と防災・防犯対策の推進

本市は、幹線道路などの整備水準が低いことから、通過車両が住宅地に入り込むなどの問題が生じており、幅員の狭い生活道路は、歩行者や自転車にとって危険であり、防災面や緊急時の対応にも課題があると考えられます。

都市計画道路は、交通の円滑化、快適な歩行空間の確保、通過車両の流入抑制、防災性の向上などの多様な機能をもっています。このような都市計画道路をはじめ、生活道路を含めた体系的で、利便性、安全性、防災性の向上を図ることができる道路の整備が求められています。

また、長期的な取組として、危険な踏切を解消し、道路交通の遮断を解消する一体的なまちづくりを進めるための鉄道連続立体交差化などについての検討が求められています。

雨水溢水（いっすい）対策については、近年、市内の浸水被害は減少していますが、引き続き計画的な雨水管整備や貯留施設などの整備が求められています。

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災や、今後、南関東地域での直下型地震の発生が懸念されていることもあり、市民の安全・安心に対する意識は高まっています。

公共施設の耐震化や緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化などを進めることで、災害に強いまちづくりをめざすとともに、公助による防災対策だけではなく、市民や団体などが行政や関係機関と連携し、地域ぐるみで自助や共助による防災対策を推進する必要があります。

また、近年、振り込め詐欺やインターネット犯罪などの新たな犯罪が発生しており、地域で子どもや高齢者の見守りを充実するなど、市民や関係機関と連携した防犯対策を推進する必要があります。

■ 産業の振興と地域経済の活性化

世界的な経済の停滞や東日本大震災による消費活動や生産活動の落ち込みは、本市においても税収の減少だけではなく、市民生活や雇用などにも少なからず影響があると考えられます。

そのため、時代のニーズに即した産業振興のための取組や市外からの集客の向上につながる取組、市内事業者数の向上のための起業しやすい環境整備の取組などにより、税収増につなげるとともに、新たな雇用を生み出し、地域経済を活性化することが求められています。

また、住宅都市としての特性を考慮した上で、住民と共に共存共栄できる産業施策を推進しつつ、農業・商業・工業の連携強化による相乗効果も發揮できるような、特色あるまちづくりを進めることができます。

■ まちの魅力の向上と内外へのアピール

本市には関東地方でも有数の規模を誇る下野谷（したのや）遺跡や江戸時代に青梅街道の宿場町として栄えた長い歴史があり、東大生態調和農学機構の農場や演習林など、今でも武蔵野の面影を残すみどりがあります。

また、区部に隣接し都心に近く、通勤・通学にも便利な住みやすい住宅都市としての顔とともに、複数の大学や企業が立地し、世界最大級の先進的なプラネタリウムを擁する多摩六都科学館もあり、多くのN P Oや市民活動団体が主体的に活動するなど、さまざまな魅力的資源を有しています。

これらのまちの魅力を向上させることは、そこに暮らす人々に元気を与えるとともに、にぎわいが生まれ、まちへの愛着となり、新たな「まちの顔」をつくることにもつながります。

今後は、新たな価値を見出しながら、人や企業、各種団体などと連携し、市内に存在する多くの価値（ひと・もの・こと）を市内外にアピールするなどの取組を計画的な視点に立って進める必要があります。

6. まちづくりの方向

「わたしたちの望み〔基本理念〕」及び「理想のまち〔将来像〕」を踏まえ、「まちづくりの課題」を解決するため、6つのまちづくりの方向と13の分野を次のとおり位置づけます。

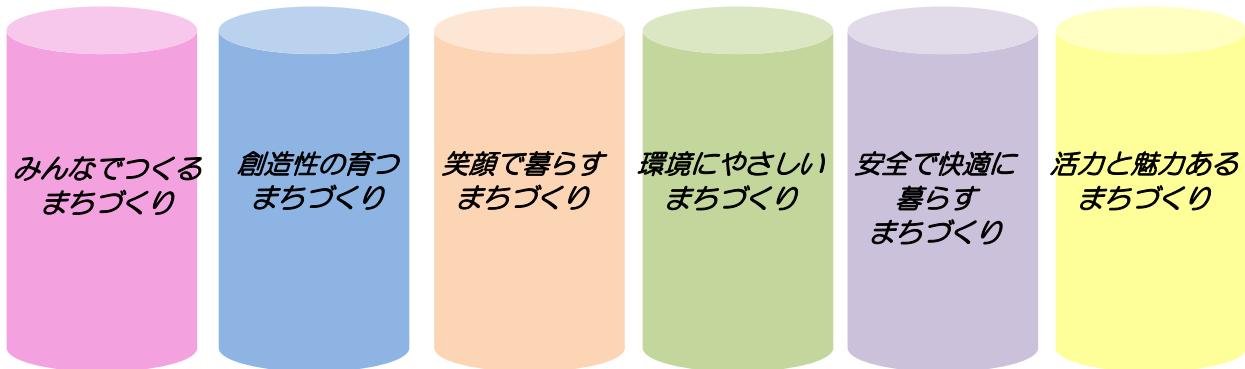
わたしたちの望み〔基本理念〕

やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ

理想のまち〔将来像〕



6つのまちづくりの方向



【みんなでつくるまちづくり】

みんなが輝き魅力あるまちを築くためには、人と人、人と地域がつながることが必要です。

市民一人ひとりの人権が尊重され、平和を尊び、国籍・性別、障害の有無などによって差別されることのない平等な社会の構築を進めます。

また、今まで以上に地域や協働の視点を重視しつつ持続可能で自立的な自治体経営を進めます。

【創造性の育つまちづくり】

市民一人ひとりが輝き、心豊かに暮らすことができるまちであることが望れます。次世代を担う子どもたちが個性を伸ばしながら健やかに育つために、学校教育の充実や安心して子育てできる環境を整え、学校・家庭・地域の連携による育ちを支援します。

また、だれもが生涯にわたり学び、文化芸術にふれ、スポーツ・レクリエーションに親しむことのできるまちづくりを進めます。

【笑顔で暮らすまちづくり】

わたしたちは健康で生きがいのある豊かな人生をおくりたいと願っています。住みなれた地域でいつまでも笑顔で暮らすために、地域やN P O・市民活動団体及び関係機関と連携しながら、保健・福祉・医療の一体的なサービス提供を図り、安心していきいきと健康に暮らすことのできるまちづくりを進めます。

【環境にやさしいまちづくり】

やすらぎをもたらす自然環境と、安全で持続可能な生活環境を次世代に引き継いでいく必要があります。

市民と事業者、行政が協力して、みどりの保全や環境にやさしい低炭素社会づくりを推進し、環境負荷の少ない循環型社会のしくみを整えて、良好な環境を保全するまちづくりを進めます。

【安全で快適に暮らすまちづくり】

わたしたちが安全に安心して暮らせる都市基盤の整備が必要です。

市民が快適に暮らせるよう、住みやすい住環境の整備や利便性の高い道路・交通網の整備を進めます。

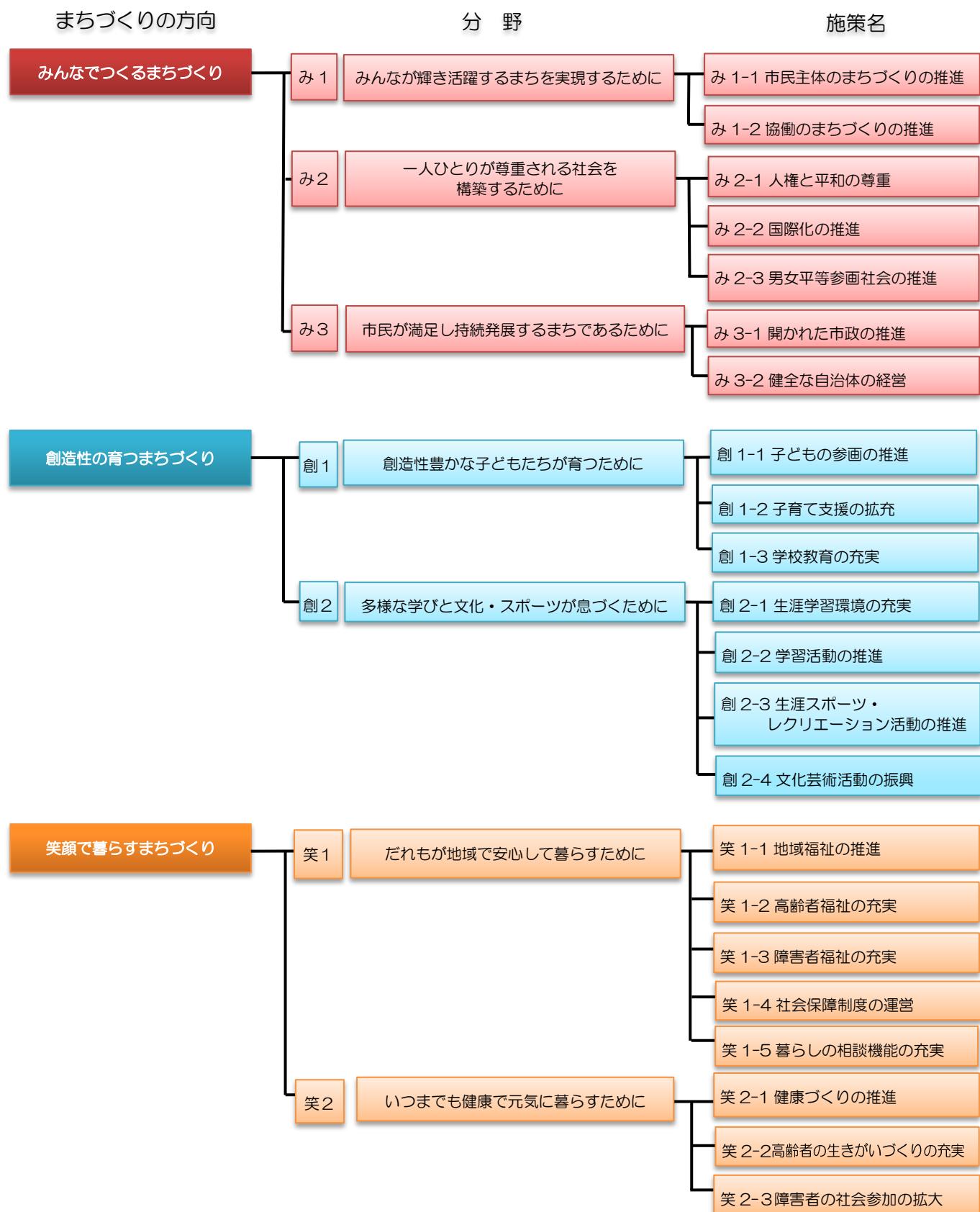
また、市民一人ひとりの防災や防犯意識を高め、市民や地域が参加する防災・防犯対策を充実させて、市民が安全に暮らせるまちづくりを進めます。

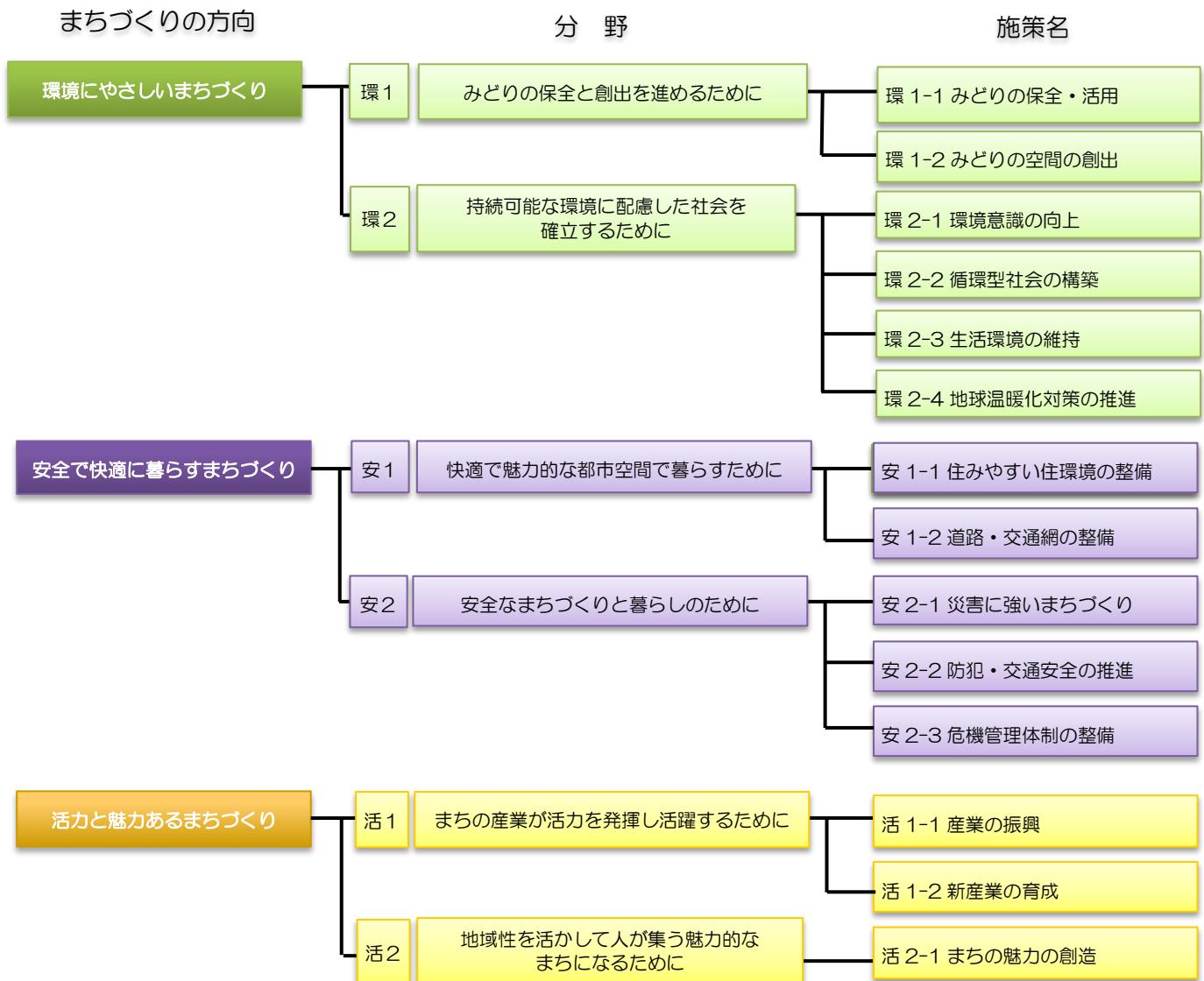
【活力と魅力あるまちづくり】

わたしたちのまちが活力に満ちて魅力あふれるためには、地域産業の振興や地域資源の活用が必要です。

地域資源を活かしてまちの活力や魅力を向上させ、市内外に広くアピールすることにより、人の交流を増やすとともに、農業・商業・工業の連携や事業者間の連携を充実させて新たな産業の育成やにぎわいと活気のある魅力的なまちづくりを進めます。

まちづくりの方向体系一覧





みんなでつくるまちづくり

み1 みんなが輝き活躍するまちを実現するために

市内に暮らし活動している人やこれから何かの活動をしたいと考えている人などにとって、目標や生きがいをもち、人との交流や地域での活動が自由にできるしくみが重要です。自由な活動や人との交流の機会は、多くの人の活躍する場を生み出し、みんなが輝くためのひとつのステップとなります。

本市では、市民参加条例、市民協働の基本方針や地域コミュニティ基本方針を作成し、市民と市との協働によるまちづくりや地域コミュニティの再構築を推進しており、市民協働の機会が広がっています。

また、市民のまちづくりへの意識の向上、地域コミュニティ強化の取組、ボランティア活動の推進、市民への必要な情報や機会の提供など、市民の行動や活動を促すためのサポートも大切な要素となります。一人ひとりの行動とそれをサポートする力が広がり、人と人、人と地域がつながることで、人々が支えあうコミュニティが生まれ、人も地域も活かし、活かされる、「みんなが輝き活躍するまち」の実現をめざします。

み2 一人ひとりが尊重される社会を構築するために

わたしたちのまわりには、さまざまな人が暮らし、働き、学び、支えあって生活をしています。一人ひとりはかけがえのない存在であり、人種、国籍、性別、年齢、信条、社会的身分などによって差別されることなく、平等に扱われなくてはなりません。そのため本市は、人権が尊重され、平和を尊ぶ社会をめざします。

また、国際化の進展に伴い市内に暮らす外国人が地域でより快適な生活がおくれるよう、生活支援や行政サービスの充実に努め、多文化共生社会の形成をめざします。

男女平等推進センターの機能の充実を図り、男女平等参画社会についての市民の理解を深める取組を進めます。

み3 市民が満足し持続発展するまちであるために

持続発展するまちであるためには、健全な自治体としての経営と開かれた市政運営に基づいた、市民とともに進めるまちづくりが必要です。

市の施策や事業などをわかりやすく市民に知らせる広報や市政の情報公開に努めるとともに、市民の意見を聴くための広聴機能の充実を図ります。

市民への情報提供や行政手続などにおいては、パソコンや携帯電話、スマートフォンなどの身近で簡便な手段が使えるような新たな取組の検討を進めます。

今後の市の財政状況は一段と厳しさを増すことが想定されているため、行財政改革のさらなる推進や行政評価制度の評価・検証を踏まえた事業の重点化や効率化などを積極的に推進するとともに、関連自治体との広域連携による行政の取組やまちづくりの先頭に立つ分権時代に対応した市職員の育成に努めるなど、さまざまな取組により持続可能で自立的な自治体経営を進めます。

創造性の育つまちづくり

創1 創造性豊かな子どもたちが育つために

少子化、核家族化が進む中、学校、家庭、地域における子ども同士のふれあいや子どもと地域住民、親とのふれあいが希薄になっているといわれています。また、学校におけるいじめや体罰、家庭における児童虐待などが社会問題となっています。

子どもたちが創造性豊かに育つには、学校などの学びや遊びに加え、他世代とのかかわりや、地域社会とのつながりをもつことが大切です。

地域において、子どもたちが主体的にさまざまな活動に参加することによる子どもの育ちを支援する環境づくりを進めるとともに、活動の場の確保や他世代との交流の機会づくりを進めます。

NPOや市民活動団体、関係機関などと連携して子育て家庭を支援するためのサービスや保育園、学童クラブなどの環境整備、支援体制の強化を図るとともに、これから社会で活躍していく若者に注目した支援体制の構築を図ります。

また、子どもたちがのびやかに学べるように、学校教育環境を向上させるとともに、いじめ、不登校、ひきこもりなどに対しては迅速かつ適切に対応していきます。

創2 多様な学びと文化・スポーツが息づくために

自分自身の能力の向上や心の豊かさを高めるために、学校教育以外の場での学習、文化芸術やスポーツ活動へ親しめる環境づくりが求められています。

本市では、だれもが生涯を通して学習したり、芸術にふれたり、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動が行えるように、学習活動や公民館活動の支援、図書館サービスの高度化及び利用環境の向上、文化芸術活動の支援、文化財の保護、スポーツ環境の整備などに努めます。

また、市民の学習や活動の成果を地域に還元できるよう、発表などの機会を確保し、地域における市民の交流を進めます。

笑顔で暮らすまちづくり

笑1 だれもが地域で安心して暮らすために

高齢化が進み、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、障害者世帯が増加しています。

高齢者や障害者がいつまでも安心して住みなれた地域で笑顔で暮らすことができるよう、地域福祉の充実を図る必要があります。

福祉サービスの形態やしくみが変化する中、利用者が主体的にサービスの選択ができるように、福祉サービスの充実や地域基盤の整備、介護予防の強化などが求められています。また、高齢者や障害者などが孤立しないように、地域における見守りの体制を整えるとともに、地域福祉への理解向上を図るために情報提供を行うことも重要です。

そのため、家庭と民生委員や児童委員とのコミュニケーションの充実を図るとともに、社会福祉協議会やNPO、市民活動団体、福祉事業者などの関係機関との連携を強化し、生活のための相談、アドバイスなどのサポート体制を充実させ、だれもが笑顔で安心して暮らせるしくみの構築をめざします。

笑2 いつまでも健康で元気に暮らすために

だれもが健康で生きがいをもって暮らし、人と交流し、自ら活躍できるしくみや環境が整った地域の実現が求められています。

市民が元気に暮らすためには市民の健康づくりが不可欠です。健康で自立した生活がおくことができるよう、市民の健康づくりをサポートするとともに、高度医療や救急医療などにも対応した地域の保健・福祉・医療の連携による効果的なサポート体制を進めるとともに、関係機関との広域的な連携の向上を図ります。

また、高齢者や障害者が生きがいをもって暮らし、地域コミュニティの一員として地域活動や就労ができるよう、さまざまな支援の充実を図るとともに、地域において支えるしくみの構築をめざします。

環境にやさしいまちづくり

環1 みどりの保全と創出を進めるために

まちのみどりはわたしたちの暮らしや生活にやすらぎをもたらします。

本市は、都心に近いながらも比較的みどりに恵まれていますが、都市開発が進むことによるみどりの減少も懸念されており、貴重な財産であるみどりを保全しながら魅力あるまちづくりを進めることが必要です。

市民参加によるみどりを保全するしくみや公園や緑地などの充実を進めるとともに、道路や公共施設の緑化の推進などにより、みどりの空間の創出を図ります。

また、日常の生活の中で自然や生物とふれあえるような人と自然環境の共生したまちづくりをめざし、みどりを豊かに感じることのできる魅力ある景観づくりにも取り組みます。

環2 持続可能な環境に配慮した社会を確立するために

大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、ごみ対策などの身近な環境問題や、地球温暖化などの地球規模の問題は、わたしたちの生活や事業者の経済活動から生じる環境負荷に起因します。

地域における環境保全を進めるためには、市民のライフスタイルや事業者の経済活動を見直し、社会全体で環境負荷の削減に取り組むことが必要です。

本市は、市民や事業者の環境意識を高めて環境に配慮した行動の促進を図りつつ、大気や水質などの地域の環境を保全するほか、ごみの発生抑制、再使用、再生使用を促進し、資源の効率的な利用による循環型社会の構築に取り組みます。

また、地球温暖化防止のため、省資源・省エネルギーを進めるとともに再生可能エネルギーを導入、活用し低炭素型のまちをめざします。

安全で快適に暮らすまちづくり

安1 快適で魅力的な都市空間で暮らすために

地域と調和のとれたまちなみは、だれにとっても利用しやすく住みよいまちであるとともに、愛着や誇りのもてるまちとなります。住み心地のよい住環境を確保し、市民が安全で快適に暮らせるまちをめざして、地域の特徴を活かしたまちづくりを進めます。

また、生活道路と幹線道路などの整備、安全で歩きやすい道路環境や交通網の整備によりユニバーサルデザインの配慮を行うとともに、老朽化が進む都市基盤については、老朽化に対応した計画的な更新や長寿命化の取組を図ります。コミュニティバス「はなバス」の運行については、引き続き効率的な運営に努めるなど必要があります。

多くの人が集まる駅周辺については、地域の特色を活かしつつ、快適な都市整備を進め、市外からの集客につながるような特徴あるまちづくりに取り組みます。

安2 安全なまちづくりと暮らしのために

東日本大震災を契機に、災害に強いまちづくりに対する市民の要望が高まっています。

行政による公助だけではなく、市民自らによる自助や地域による共助の意識の向上、防災基盤の整備や防災訓練、災害時を想定した迅速な対応の検討などを進め、市民や団体などと行政や関係機関が連携した防災対策の取組を図ります。

また、地球温暖化や異常気象の影響などから、都市における豪雨や台風に起因する都市型水害も懸念されています。このような都市型水害への対策として、溢水（いっすい）地域の解消に引き続き取り組み、安全に暮らせるまちづくりをめざします。

防犯や交通安全の面では、地域の生活や活動にかかわる学校、企業、行政機関、N P O、市民活動団体などが連携して、地域の絆づくりや助けあいの意識を育み、犯罪や交通事故などの起きにくいまちづくりに取り組みます。

活力と魅力あるまちづくり

活1 まちの産業が活力を發揮し活躍するために

農業では、後継者不足や農地の相続に関する税制の影響などにより、農家数や農地面積は減少する傾向にあります。そのため、持続可能な農業経営の促進や生産性の向上、農地の保全への取組のほか、都市と農業が共生するまちづくりのさらなる展開が求められています。

商業では、商店街の衰退や商店の廃業による空き店舗がみられるなどの厳しい状況や近隣地域への大型小売店舗の進出などがあり、地域のにぎわいの創出による経済の活性化が強く求められています。そのため、地域の特色を活かした魅力ある商店街づくりや商店に対する経営相談の充実などを図る必要があります。

工業では、大規模工場の撤退や縮小などにより事業所が減少しており、独自技術を活かした事業展開の強化や事業者間の連携が求められています。そのため、既存産業の新たな発展への支援、時代に対応した新産業が展開しやすい環境づくり、次世代農商工業者の育成や支援、産学公の連携などを推進し、地域経済の活力の創出を図っていきます。これらの取組により、新たな雇用の創出や労働環境の向上をめざします。

活2 地域性を活かして人が集う魅力的なまちになるために

本市は、交通の便がよく都心に比べて比較的みどりも多く残されているという地域性をもっています。また、自然や歴史・文化などの豊かな地域資源を多く有しております、その魅力を市内外に広くアピールすることが求められています。

市内に存在する資源を新たに発掘することや魅力の再発見などを市民とともに進めながら、これらの地域資源を活用することで、市内外の人々が集う魅力的なまちになるための施策を推進します。

また、地域の魅力を市内外に発信するために、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）などの新たな情報通信技術を活用した取組を進めます。

基本計画（総論）

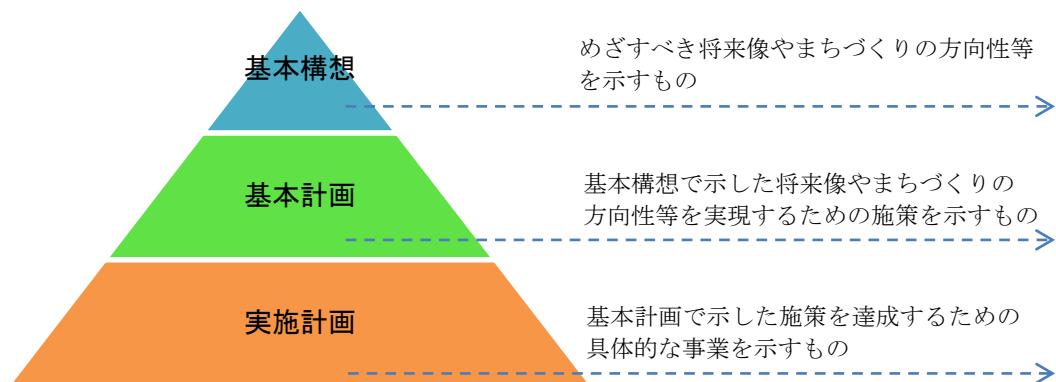
1. 計画の位置づけ

この基本計画は、基本構想で示した基本理念と将来像を実現するため、施策の具体化・体系化を図り、各分野における現状と課題、目標や成果指標を示した上で、施策推進のための視点を明らかにするものです。

また、各行政分野における個別計画の整合性を図るために指針となるものです。

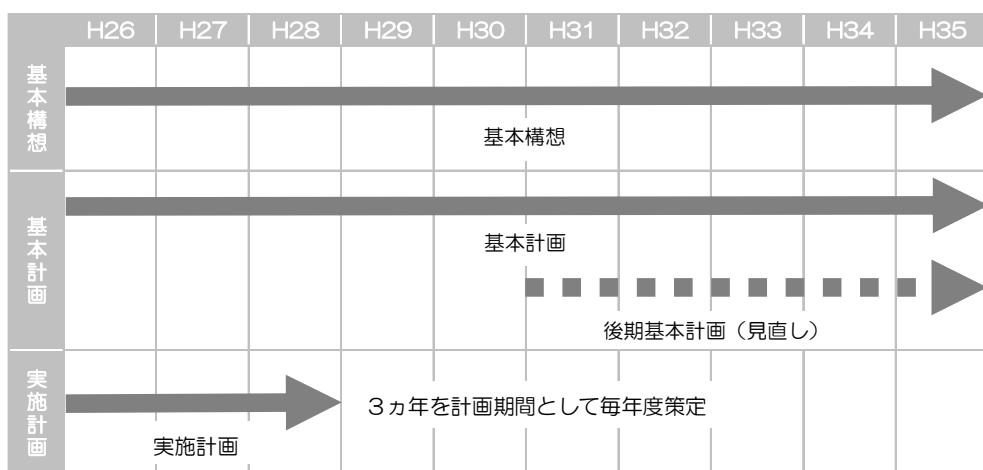
なお、本計画で示した施策体系に基づき、具体的な事業計画として、毎年度3ヵ年を期間とする実施計画を別に策定し、財政の裏づけをもって計画された事業を実行していきます。

基本構想、基本計画、実施計画の関係は次の図のようになります。



2. 計画の期間

基本計画の期間は、基本構想に基づき、平成 26（2014）年度から平成 35（2023）年度までの10年間とします。なお、平成 31（2019）年度からの後期 5 年間の開始にあたっては、社会経済情勢の変化や基本計画事業の実施状況、行政評価の結果、新たな市民ニーズなども踏まえて見直しを行うこととします。



3. 計画の指標

(1) 人口の推移

平成 40 (2028) 年までの本市の人口は、「西東京市人口推計調査報告書」(平成 23 年 12 月) で推計しています。この推計調査は、コーホート要因法^(注)を用い、今後大規模住宅開発の減少が考えられることから、転入の鈍化による人口増加ペースの変化を考慮して、中位推計を採用しています。

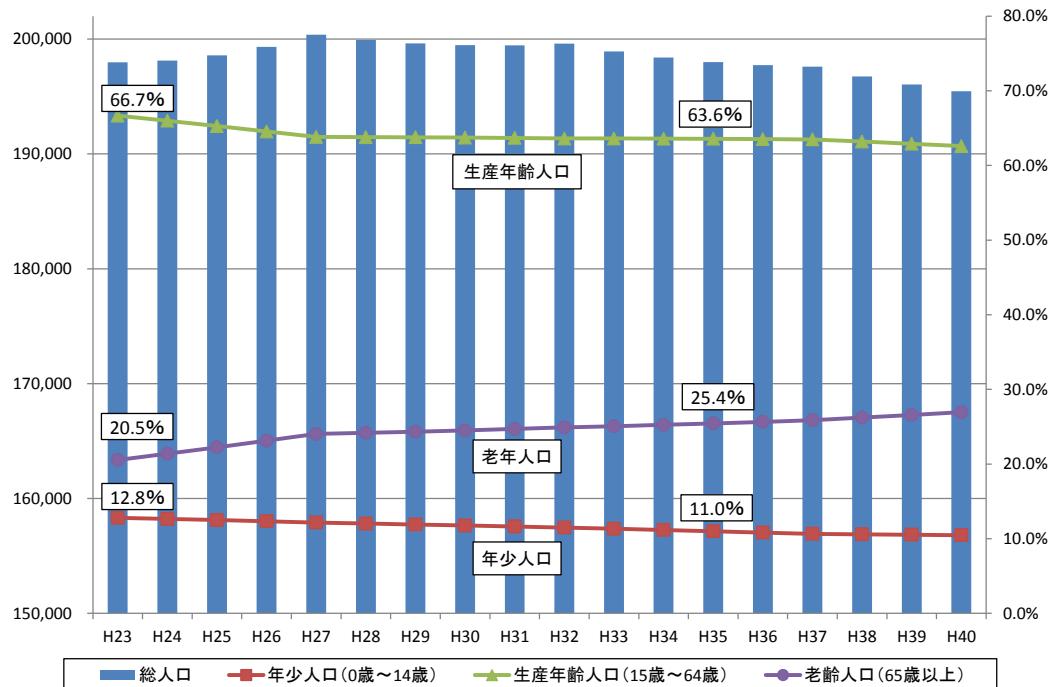
調査報告書によれば、本市の人口は平成 27 (2015) 年までは微増傾向が続き、平成 27 (2015) 年に約 200,000 人となった後に減少に転じ、この計画の目標年度（平成 35 (2023) 年度）における人口は、およそ 198,000 人になると想定されます。

年齢 3 区分（年少人口、生産年齢人口、老人人口）ごとの傾向をみると、年少人口（0 歳～14 歳）は微減の傾向にあり、平成 23 (2011) 年の総人口比 12.8% が平成 35 (2023) 年には 11.0% となる見込みです。

生産年齢人口（15 歳～64 歳）については、平成 23 (2011) 年の総人口比 66.7% が平成 27 年 (2015) までは微減傾向にありますが、その後は横ばいとなり、平成 35 (2023) 年には総人口比 63.6% となる見込みです。

一方、老人人口（65 歳以上）は増加傾向にあり、平成 23 (2011) 年の総人口比 20.5% が平成 35 (2023) 年には 25.4% となる見込みです。

西東京市の将来推計人口



資料：人口推計調査報告書（平成 23 年 12 月）

注：コーホートとは、同じ時期に出生した集団のことであり、コーホート要因法とはその集団の変化を自然動態と社会動態に分けて人口を推計する方法。

(2) 財政フレーム

本市では、新市建設計画事業の終了により普通建設事業費が大幅に減少する一方で、扶助費や公債費などが増加傾向にあります。経常収支比率は、平成19（2007）年度から90%を超えて推移しており、財政構造の硬直化が進んでいます。

基本計画期間中（平成26（2014）年度～35（2023）年度）の財政計画は、社会経済情勢の変化、国や東京都の行財政の動向、本市における財政収支の推移や指標、人口推計などを勘案して推計します。

また、毎年度策定する実施計画において、社会経済情勢や行財政制度の変化に応じた改定を行い、財政計画の実効性を確保していきます。

①歳入

(ア) 市税

市税とは、個人・法人市民税、固定資産税、都市計画税などの税金です。

(イ) 地方交付税

地方交付税とは、自治体間の財政力の格差を解消するために、一定の基準に基づいて国から交付されるもので、普通交付税と特別交付税があります。

(ウ) 国庫支出金・都支出金

国庫支出金・都支出金とは、国と東京都からの補助金・負担金などです。

(エ) 市債

市債とは、建設事業などの財源となる借入金です。

②歳出

(ア) 人件費

特別職や議員の報酬、一般職の給料などです。

(イ) 物件費・扶助費・補助費等

物件費とは、賃金、旅費、委託料、備品購入費などの経費です。

扶助費とは、生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいて被扶助者に対して支出する経費です。

補助費等とは、さまざまな団体などへの負担金や補助金などです。

(ウ) 公債費

公債費とは、市債の元金、利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。

(エ) 繰出金

繰出金とは、主に一般会計から特別会計に繰り出すものです。

(オ) 投資的経費

投資的経費とは、道路、橋、学校などの建設や災害復旧に係る経費です。

(3) 財政見通し

基本計画期間中（平成 26（2014）年度～平成 35（2023）年度）の財政見通しは次のとおりです。

財政見通しのグラフ

（※平成 26 年度の予算編成にあわせて作成する予定です。）

4. 今後のまちづくりに関する意見

基本計画の策定にあたり、「市民意識調査」を実施し、本市のまちづくり全般についての市民の考え方や意見を把握しました。また、「シンポジウム」「市民ワークショップ」「子どもワークショップ」「高校生ヒアリング」「企業・団体ヒアリング」などの市民参加による意見集約を行い、今後のまちづくりに関する市民の意向を把握しました。

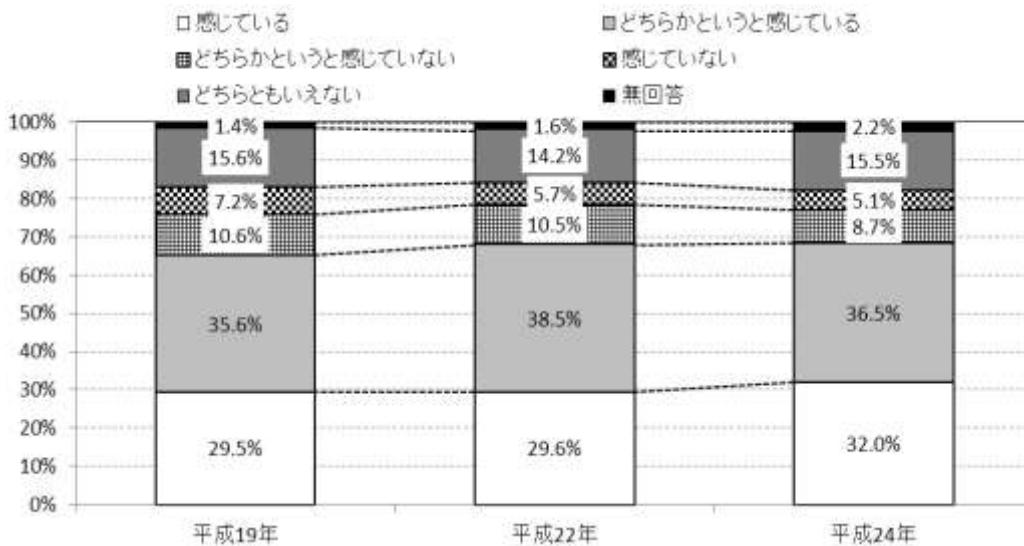
(1) 市民意識調査

本調査は、西東京市住民基本台帳に登録された18歳以上の男女の中から人口構成比を配慮した上で5,000人を無作為抽出し、調査用紙を郵送配布・郵送回収することにより実施しました。回収数は2,414票(回収率48.3%)、有効回答数は2,408票(有効回収率48.2%)となっています。以下、西東京市市民意識調査報告書(平成24年9月)より、代表的な項目についての結果を紹介します。

① 西東京市への愛着度

西東京市に愛着を「感じている」と「どちらかというと感じている」を合わせると68.5%であり、平成19年調査時の65.1%から3.4ポイント増加しています。

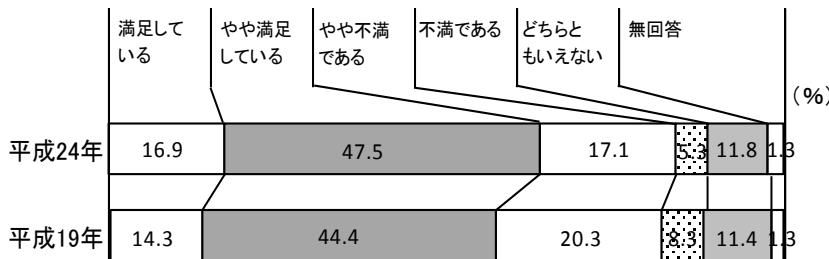
一方、西東京市に愛着を「感じていない」と「どちらかというと感じていない」を合わせると13.8%であり、平成19年調査時の17.8%から4ポイント減少しており、西東京市に愛着を感じている市民が増えていることがわかります。



② 日頃の生活の中での住み心地

身近な生活環境の住み心地では、「やや満足している」が最も多く47.5%、続いて「やや不満である」が17.1%となっており、平成19年度調査と比べ、5.7ポイント多くなっています。

また、「やや不満である」が17.1%、「不満である」が5.3%で、合わせて22.4%となっており、平成19年度調査と比べ、6.2ポイント少なくなっています。



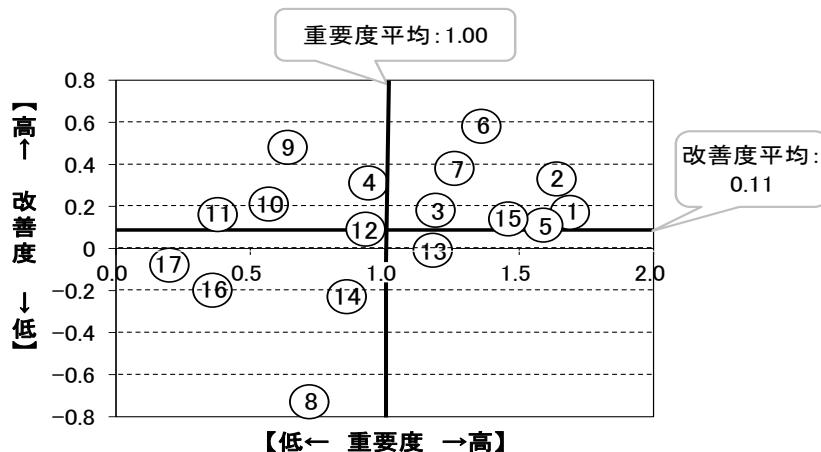
③ 身近な生活環境の評価・重要度

身近な生活環境として設定した 17 項目について、10 年前と比較した現在の状況（「改善度」）と今後の生活にとって重要なこと（「重要度」）を調査し、回答に加重 (+2 点から-2 点までのポイント) を与え、この合計を回答者数で割って求めた平均ポイントを算出し、まとめました。

項目	改善度		重要度	
	平均	順位	平均	順位
① 防犯・防災などの生活安全対策	0.17	8	1.69	1
② 保健・医療サービスの受けやすさ	0.33	4	1.64	2
③ 緑や水辺などの自然環境	0.18	7	1.19	7
④ 街並み・景観	0.31	5	0.94	9
⑤ 安全で歩きやすい道路環境	0.11	11	1.59	3
⑥ 鉄道・バスなどの公共交通の利便性	0.58	1	1.36	5
⑦ 買い物の利便性	0.38	3	1.26	6
⑧ 地元の商店街	-0.73	17	0.72	12
⑨ 電話・インターネットなどの通信環境	0.48	2	0.64	13
⑩ 芸術や文化にふれる機会、学習する環境	0.21	6	0.57	14
⑪ スポーツに参加する機会、楽しむ環境	0.16	9	0.38	15
⑫ 育児相談・保育園などの育児サポート環境	0.09	12	0.93	10
⑬ 子どもの教育環境	0.01	13	1.18	8
⑭ 就労時間・就労内容などの働く環境	-0.23	16	0.86	11
⑮ 誰もが安心して暮らすための福祉環境	0.14	10	1.46	4
⑯ 町内会などの自治組織の活動	-0.20	15	0.36	16
⑰ 夏祭りなどの地域の行事・イベント	-0.08	14	0.20	17

<分析結果>

「改善度」を縦軸に、「重要度」を横軸にして、すべての設問項目の平均ポイントを元に CS (Customer Satisfaction = 顧客満足) 分析の座標軸を求めるとき、改善度=0.11、重要度=1.00 となり、各項目の平均ポイントをプロットすると次の図となります。



CS 分析の座標軸を元にして各項目間の相対的な関係を次の図のように 4 つの方向性（ゾーン）で整理します。

<4つの方向性(ゾーン)の考え方>

<改善度>	
<重要度>	
維持分野 相対的な関係では改善度が高いものの、今後の重要度は低く評価されている。 周知を徹底したり、実施方法や予算、内容などを見直し、改善などの検討が期待される分野	重点維持分野 相対的な関係では改善度を高く位置づけている市民が多く、重要度も高く位置づけられている。 今後もこの水準を保つことが望ましく、現状維持で取り組む方向で検討したい分野
改善分野 市民が評価できる段階に至っていないかったり、相対的にみて改善度も重要度も低く位置づけられている。 現状維持で実施するか、取組の見直しなども考えられる分野	重点改善分野 市民が評価できる段階に至っていないかったり、相対的にみて改善度は低いという評価であるが、今後の重要度は高く評価されている。 当該項目への着手や推進により、改善度が高まることが期待される分野

「重点改善分野」には、「子どもの教育環境」が分類され、「重点維持分野」には「防犯・防災などの生活安全対策」「保健・医療サービスの受けやすさ」「安全で歩きやすい道路環境」「鉄道・バスなどの公共交通の利便性」などが分類されています。

また、「改善分野」には、「地元の商店街」「町内会などの自治組織の活動」「夏祭りなどの地域の行事・イベント」などが分類され、「維持分野」には、「電話・インターネットなどの通信環境」「芸術や文化にふれる機会、学習する環境」「スポーツに参加する機会、楽しむ環境」などが分類されています。

維持分野 ④ 街並み・景観 ⑨ 電話・インターネットなどの通信環境 ⑩ 芸術や文化にふれる機会、学習する環境 ⑪ スポーツに参加する機会、楽しむ環境	重点維持分野 ① 防犯・防災などの生活安全対策 ② 保健・医療サービスの受けやすさ ③ 緑や水辺などの自然環境 ⑤ 安全で歩きやすい道路環境 ⑥ 鉄道・バスなどの公共交通の利便性 ⑦ 買い物の利便性 ⑯ 誰もが安心して暮らすための福祉環境
改善分野 ⑧ 地元の商店街 ⑫ 育児相談・保育園などの育児サポート環境 ⑭ 就労時間・就労内容などの働く環境 ⑯ 町内会などの自治組織の活動 ⑰ 夏祭りなどの地域の行事・イベント	重点改善分野 ⑬ 子どもの教育環境

(2) シンポジウム・ワークショップなど

各種の市民参加の取組を通して、「今後のまちづくり」や「理想のまち」についてのご意見をいただきました。

① シンポジウム

西東京市住民基本台帳に登録されている 18 歳以上の男女の中から、人口構成比を配慮して無作為抽出した 3,000 人に案内状及びアンケート用紙を郵送する新たな取組を実施しました。

「まちづくりシンポジウム」では、総合計画策定審議会会長による講演や市民団体などによる取組の発表、意見交換などを行いました。

② 市民ワークショップ

市内在住、在勤、在学、又は市内で活動されている方を対象として「まちづくり市民ワークショップ」を実施しました。

③ 子どもワークショップ

市内の小学生・中学生を対象とした「子どもワークショップ」を実施しました。

④ 高校生ヒアリング

市内在学の高校生を対象とした「高校生ヒアリング」を実施しました。

⑤ 企業・団体ヒアリング

本市で活動している企業・団体を対象として「企業・団体ヒアリング」を実施しました。

※市民参加の取組から得られた主な意見（下表）

まちづくりの方向	取 組	主な意見
みんなでつくる まちづくり	シンポジウム	・各分野で魅力的なビジョンをもって活動している個人・団体が多い。今後はそれらの活動をつなぎ、コーディネートする必要がある。
	市民ワークショップ	・各施策に関する市民への説明機会を増やす必要がある。 ・地域コミュニティの育成には本腰を入れてリーダーの育成(例えばリーダー育成講座開催など)をする必要がある。
	子どもワークショップ	・苦労や工夫を重ねて頑張る人が住んでいることは素晴らしい。
	高校生ヒアリング	・あいさつや近隣の人とのつながりがあるまち。
	企業・団体ヒアリング	・住んでよかったと思えるまちになる必要がある。 ・東大農場を活用し外部から人が来なくなる仕掛けが必要である。
創造性の育つ まちづくり	シンポジウム	・子どもたちが大人になってもこのまちで暮らしたい、自分の手でこのまちをつくりたいと思えるまちにする必要がある。
	市民ワークショップ	・地域の中での子どもの居場所をつくる必要がある。 ・学童クラブや児童館の子どもを見守るスタッフの体制充実を図る必要がある。
	子どもワークショップ	・子どもが遊ぶ場所がないと、ストレスもたまるし、運動をしないと丈夫な体はつくれない。遊ぶ場所も必要である。

まちづくりの方向	取 組	主な意見
創造性の育つ まちづくり (続き)	高校生ヒアリング	・仕事を通じて地域の人と交流ができる、僕たちができる仕事がたくさんあるまち。
	企業・団体ヒアリング	・子育てを社会全体で担うビジョンの設定が必要である。 ・「もう一人育てよう」と思えるサービスの拡充が必要である。
笑顔で暮らす まちづくり	シンポジウム	・超高齢化社会に応えうる公設の高齢者施設(例えば福祉会館など)に改善する必要がある。
	市民ワークショップ	・高齢者が地域で安心して暮らせる住まい・施設の充実が必要。 ・地域における高齢者の自立や支えあい意識の向上が必要。
	子どもワークショップ	・障害のある人も仕事ができ、農業をする人たちもたくさんいて、いつもきれいな野菜を食べることができるまち。
	高校生ヒアリング	・子どもが安心して暮らせるまち。
	企業・団体ヒアリング	・若年層の暮らしやすい魅力あるまちと高齢者にやさしいまちづくりが必要である。 ・いつまでも地域で暮らし続けるためのしくみづくりが必要。
環境にやさしい まちづくり	シンポジウム	・まちのみどりが減り、屋敷林も減っているので、今生きている木を何十年、何百年守り育てる必要がある。
	市民ワークショップ	・市民が宅地のみどりを増やすなど、民地のみどりを増やす取組が必要である。 ・みどりに配慮した開発を行うなど、開発とみどりの保全のバランスをとる必要がある。
	子どもワークショップ	・みどりが豊かで、人々との交流が盛んで、にぎやかなまち。
	高校生ヒアリング	・みどり豊かでエコな暮らしができるまち／静かな環境のまち。
	企業・団体ヒアリング	・市民と農家・農地・農業が共存できるまちにする必要がある。 ・NPO活動の情報発信に、市報・掲示板などを活用する必要がある。
安全で快適に 暮らす まちづくり	シンポジウム	・大震災に備えて、生き残れるまちを全体的な視点でつくる必要がある。
	市民ワークショップ	・防災を意識したコミュニティづくりを進める必要がある。 ・災害時の避難場所・避難方法の情報共有を徹底する必要がある。
	子どもワークショップ	・交通が便利でみどりの多いまちにしてほしい。
	高校生ヒアリング	・災害に強く、避難しやすい安全なまち。
	企業・団体ヒアリング	・地域活性化の中心的存在であるファミリー層が定住しやすい環境づくりが必要である。 ・有事の際の帰宅困難者への対応などの自治体連携が必要である。
活力と魅力ある まちづくり	シンポジウム	・駅前市街地・商店街の活性化が必要である。
	市民ワークショップ	・都市農業の将来性を認識する必要がある。 ・農作物の流通の活性化(商店街との連携)が必要である。
	子どもワークショップ	・商店街はいろいろな人ともかかわることができるので、続けてほしい。
	高校生ヒアリング	・ものづくりの灯を守りながら、製品を通して地域の人に喜んでもらえるまち。
	企業・団体ヒアリング	・地域資源を活かした地元商店街の活性化や高齢者に対応した商店づくりが必要である。 ・地域商店街のためのアドバイザーが必要である。

5. 計画を推進するために

基本計画では、各施策、事業を推進するに当たり、次の5つの点を計画推進のための基本的な考え方として捉え、進めていきます。

■ みんなでつくるまちづくりの推進

個性豊かで活力ある地域社会を実現するためには、多くの人々がまちをよくしていくために一歩前に踏み出し、みんなでまちをつくる行動をおこし、市民同士や市民と市が協働でまちづくりを推進していくことが必要です。

市民がまちづくりの主役として活躍できるよう、市民参加をさらに推進させるとともに、平成20（2008）年3月に策定された市民活動団体との協働の基本方針に基づき、市民の意向を反映させながら、市民同士や市民と市が協働で事業を推進する市民協働を進めます。

また、みんなでつくるまちづくりを進めるため、市民からの意見（前項「4. 今後のまちづくりに関する意見」）も踏まえ、各分野において示した「市民との協働で進めるここと」の視点を基に、本計画を推進します。

■ 助けあい・支えあいのまちづくり

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災の影響や首都直下型地震の発生の可能性などから、災害時における地域コミュニティの重要性や災害に備える地域コミュニティ活動の必要性が再認識されています。

また、防災・防犯や高齢者の支援、子どもの見守りなどの課題に対しても、自助・共助（相互扶助）・公助の連携が課題解決につながります。

その一方で、地域コミュニティにおける人と人とのつながりは希薄化して、自治会・町内会などの地域活動に参加しない市民も増えており、活動が活発ではない自治会・町内会も存在します。

安全・安心で住みやすいまちづくりを推進するために、平成25（2013）年3月に策定された地域コミュニティ基本方針に基づき、地域コミュニティにかかる組織の各々の活動を充実させるとともに、組織や団体同士の連携を強化する取組を推進します。

■ 選択と集中による施策の効率化・重点化

基本構想に掲げた「わたしたちの望み〔基本理念〕」と「理想のまち〔将来像〕」を実現するためには、市民ニーズや社会動向、環境の変化を的確に把握し、重点的に取り組むべき施策や事業に優先的に行政資源（予算や人員）を配分する必要があります。

そのため、市民意識調査や行政評価などのしくみを利用して重点化する施策等を「選択」し、行財政改革によって生み出した行政資源を重点化する施策等に「集中」する「選択」と「集中」により施策を推進します。重点化する施策等は毎年度策定する実施計画において計画的に取り組みます。

■ 健全な行財政運営

本市は、「究極の行財政改革」と位置づけた合併以降も、絶え間なく行財政改革を推進してきました。平成 22 (2010) 年 3 月には、財政環境の厳しさや行政需要の増加を背景として、「地域経営戦略プラン 2010—第 3 次行財政改革大綱—」を策定し、「市の現状を見据えた自治体経営の適正化」「歳出抑制と歳入確保の両面にわたる効率化」「効果的なサービス提供のしくみづくり」の 3 つの基本方針を定めて取り組んできました。

しかし、現下の厳しい社会経済情勢を受けて、市財政運営の硬直化が進む中、それらの取組を着実に推進することは容易ではありません。今後は、総合計画を実行性あるものとするため、第 4 次行財政改革大綱を総合計画と時期をあわせて策定し、総合計画を行財政運営の側面から支えます。

■ 公共施設の適正配置と施設マネジメントの推進

第 3 次行財政改革では、公共施設の適正配置・有効活用を重点課題の 1 つとして位置づけています。市民共有の貴重な資産である公共施設を有効に活用して費用対効果の高いサービスの提供ができるよう、平成23 (2011) 年 3 月に定めた「公共施設の適正配置に関する基本方針」に基づき、「改修・更新需要への対応の視点」「量的適正化の視点」「質的適正化の視点」「維持管理コストの適正化の視点」「資金計画の視点」の 5 つの視点をもって、市政全体を見渡した上で施設資源の再配分や統廃合等も進めることで、需要に対応した施設配置と施設保有量の適正化との両立を図り、総合的かつ長期的な取組を推進します。

